

[006] 総合文化学論輯表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/1955360>

出版情報：総合文化学論輯. 6, 2017-05-01. Japan Institute for Comprehensive Cultural Studies
バージョン：
権利関係：

総合文化学会活動記録 2016.11.1—2017.5.1

『総合文化学論輯』(ISSN 2189-0986)第5号刊行 2016.11.1

第8回総合文化学会

日時：2017年2月19日(日) 午後2時～午後4時

場所：福岡市男女共同参画センターアミカス研修室C (Phone: 092-526-3755)

1. ご挨拶・ご連絡
2. 口頭発表

①

発表者：山口誠 (九州大学専門研究員・哲学)

発表タイトル：「ヘスペラス」或いは「フォスフォラス」、「ヴァルカン」という記述—ドネランによる確定記述の指示的用法を用いた、固有名の意味論的役割の説明—

発表要旨：固有名の意味論的役割を如何なるものと考えべきか。この問題は、特に、言語哲学の分野に於いて、そして、のみならず、広く、認識論という哲学の大きな分野に於いても重要な問題となるが、本発表では、この問題を、ドネランによる確定記述の指示的用法という概念を用いて説明することを試みる。そして、その際、アンスコムの論文「感覚の志向性」に於いて為された、「志向的对象」に関する考察を手掛かりとすることになる。(※ 本発表で用いられる原稿は、先の、九州大学哲学会平成27年度大会(とき：平成27年9月24日(土)、ところ：九州大学文学部4階会議室(福岡市))で行われた発表での原稿「「拡張された固有名」という記述—ドネランによる確定記述の指示的用法の発展的考察—」を加筆・修正したものである。)

②

発表者：荒木正見 (総合文化学会・哲学、心理学)

発表タイトル：

カウンセリングにおけるイメージアプローチとナラティブアプローチの相互効果

発表要旨：イメージアプローチやナラティブアプローチはそれぞれ目覚ましい発展を遂げ、各々には多種多様な技法が開発されている。発表者は主に教育相談を行う立場から、時や所や対象者の個性、状況などを配慮して、その都度、技法を工夫して行っている。

特に自身の過去の研究、訓練歴から、描画や立体表現を主体としたイメージアプローチや、論理的表現や文学的表現を基にしたナラティブアプローチを主に利用してきた。そして最近では特にその双方を組み合わせさせた様々な技法を試みて手応えを感じている。

このような技法については、対象の個性などによって選び取らねばならないものであり、担当者は出来るだけ多くの技法を知っておかねばならない。

そのような意味で今回はその一例を報告し、成果や今後の課題などを考えてみた。

第9回総合文化学会

日時：2017年3月19日（日） 午前10時～午前11時45分

場所：福岡市男女共同参画センターアミカス研修室 B （Phone: 092-526-3755）

1. ご挨拶・ご連絡
2. 口頭発表

①

発表者：徳永 翔太（九州大学大学院地球社会統合科学府地球社会統合科学専攻博士過程・政治学・政治理論・研究テーマ「新自由主義による政治の空洞化について」）

発表タイトル：「政治における知識の利用——政治的多元性の擁護に向けた知識論の展開」

発表要旨：

新自由主義の市場擁護の論拠として F・A・ハイエクの知識論が用いられるケースがしばしば見受けられる。ハイエクによれば、神の見えざる手によって諸個人の活動を媒介する市場の営みが知識の集約を可能にしており、市場の価格システムを歪める政治的介入は厳格に抑制されなければならないという。しかし、自由市場に政治的規制を設けることで知識が守られ、その利用が促進される事例も数多く考えられる。そこで本報告では、ハイエク批判を行ったアンドリュー・ギャンブルとジョン・グレイの議論を足がかりとしつつ、政治と知識の関係について考察する。特に、グレイが着目したカール・ポランニーの社会防衛運動の概念を参考に、市場に限定されない知識の利用によって秩序の安定化を図り、知識の有効活用を可能にする政治の営為について明らかにした。

②

発表者：施 光恒（せ・てるひさ）（九州大学大学院比較社会文化研究院・准教授。）

研究領域は、政治理論、政治哲学。最近の研究テーマは、現代リベリズム論、ナショナリズム論、新自由主義に基づくグローバリズム批判。現在、宗教学分野の人々と「宗教的なるものの滲出」というテーマで共同研究をしている。）

発表タイトル：「日本における人権教育——日常の道德意識との関連で」

発表要旨：

人権の理念は、欧米社会において生まれ定式化されてきた。だが、現在では非欧米社会を含む幅広い地域で受け入れが進んでいる。その意味で、人権理念は幅広い文化横断的適用可能性を有するといえるが、人権の価値をどのように理解し受け入れていくか、

あるいは人権制度を具体的にどのように設計するかは、各社会の文化や置かれた状況などによってそれぞれ異なるはずである。

人権教育に関しても同様であり、各社会の状況や文化などに応じて、望ましく、効果的な人権教育の手法というのは様々であると考えられる。

本報告では、現代の日本において、児童・生徒が人権の価値を理解しやすく、受け入れやすい人権教育とはどのようなものであるかについて考察する。その際、手がかりとなるのは、日本で一般的な人間観や道徳観、および人間的成長（成熟）に対する見方である。文化的に優勢な人間観や道徳観や成長観を踏まえ、それらとの関連で、児童・生徒にとって理解しやすくなじみやすい人権の価値の説明の仕方を検討した。

日本で優勢な人間観や道徳観、成長観を明らかにするために、社会心理学（文化心理学）や比較教育学、日本的心理療法（内観法や森田療法）などの学際的知見を幅広く用いた。

『総合文化学論輯』（ISSN 2189-0986）第6号刊行 2017.5.1